

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月5日
【会社名】	中央魚類株式会社
【英訳名】	Chuo Gyorui Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 伊藤 裕康
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲6丁目6番2号
【電話番号】	(03)6633-3000
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員総務部部长 山田 雅之
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲6丁目6番2号
【電話番号】	(03)6633-3000
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員総務部部长 山田 雅之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2019年6月27日開催の当社第72期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2019年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件  
期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金60円、配当総額 239,693,580円

第2号議案 定款一部変更の件

本件は下記のとおり、承認可決された。下線部が変更部分である。

記

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役会長又は取締役社長が招集し、取締役会長又は取締役社長がその議長となる。

取締役会長及び取締役社長にいずれも欠員又は差し支えあるときは、取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集し、取締役会長又は取締役社長がその議長となる。取締役会長及び取締役社長にいずれも欠員又は差し支えあるときは、取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

取締役会の招集通知は会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発するものとする。

但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、伊藤裕康、伊藤晴彦、三田薫、松本孝志、島脇義知、大須賀幸夫、山田雅之、福元勝志、的埜明世(社外取締役)、今村忠如(社外取締役)、足利健一郎(社外取締役)が選任された。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、松行健一氏(社外監査役)、澤野敬一氏(社外監査役)が選任された。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合) (%)
第1号議案	27,232	75	0	(注)1	可決(96.10)
第2号議案	27,230	77	0	(注)3	可決(96.09)
第3号議案				(注)2	
伊藤 裕康	27,018	289	0		可決(95.34)
伊藤 晴彦	27,067	240	0		可決(95.51)
三田 薫	27,070	237	0		可決(95.53)
松本 孝志	27,079	228	0		可決(95.56)
島脇 義知	27,079	228	0		可決(95.56)
大須賀 幸夫	27,079	228	0		可決(95.56)
的埜 明世	27,058	249	0		可決(95.48)
今村 忠如	27,055	252	0		可決(95.47)
足利 健一郎	27,058	249	0		可決(95.48)
山田 雅之	27,055	252	0		可決(95.47)
福元 勝志	27,054	253	0		可決(95.47)
第4号議案				(注)2	
松行 健一	26,756	550	0		可決(94.42)
澤野 敬一	26,758	548	0		可決(94.42)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成である。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席と出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席と出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権に係る確認の出来ない一部の議決権の数は加算していません。

以上